

第4支部事務だよ！ 平成20年2月 第4支部学校事務共同実施会

お山の学校では雪の見られる季節となりました。風邪などひいてはいませんか？
年度末に向けて、何かと慌ただしい時期ですが体調には十分注意して過ごしま
しょう。



ご存じですか？

20年4月から育児短時間勤務制度が導入されます。



気になる制度の中身は？

請求出来る人：小学校就学の始期に達するまでの子を養育する常勤職員

請求の時期：短時間勤務を始めようとする4月1日の1ヶ月前まで

請求の期間：1月以上1年以下（1年ずつ請求）

勤務の形態：①月～金に4時間ずつ勤務

②月～金に5時間ずつ勤務

③勤務日3日に8時間ずつ勤務

④勤務日3日のうち2日に8時間、1日に4時間勤務

給与・休暇：勤務時間数に応じて定められる

期末・勤勉手当、退職手当も調整される。

この制度とは別に、勤務時間の始めと終わりに休業を取りたい場合は、従来からの部分休業制度があります。こちらも対象となる子の年齢が3歳未満から小学校就学始期までに改正されました。もっと詳しく知りたい方は事務職員までどうぞ。

確定申告がはじまりました。



会場：グランシップ

期間：2/13（水）～3/17（月） AM9:00～PM5:00

（土・日を除く ただし2/24（日）・3/2（日）は開設）

今年初めて住宅ローン控除を受ける方、年間の医療費が10万円を超える方、給与以外の所得が20万円を超える方などは申告が必要です。必ず期間内に申告しましょう。

* 住宅ローン控除が所得税では控除しきれず、住民税からの控除を受ける場合は、**3/17（月）までに住所地の市・町役場での手続きが必要です。**



情報

20年4月から休憩時間がなくなります。教職員の休憩時間(45分)は今までどおりです。

○職員の勤務時間、休息、休暇等に関する条例

(休憩時間) **改正なし(8時間勤務の場合少なくとも45分、1時間でもOKという内容)**

第6条 任命権者は、1日の勤務時間が6時間を超える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。

(休息時間) **削除される(4時間につき15分あった休息時間が廃止されます)**

第7条 任命権者は、所定の勤務時間のうちに、人事委員会の定める基準に従い、休息時間を置くものとする

- * **休憩時間廃止後も職員の健康等に留意した勤務時間の取扱いに配慮するよう校長宛通知されています。**
- * **県費教職員の勤務時間は、市教委が定めた基準に従い校長が割り振っています。市教委の休憩時間に関する規定は改正されないので、45分の休憩時間は今までどおりです。**

事務室よりお願い

公文書の整理は大丈夫ですか？

指定のファイルにつづり、引継ぎが出来る状態にしましょう。
自分の机に置いて私物化したくないようにしましょう。

扶養親族の異動はありませんか？

お子様の就職・転居など異動がありましたら事務職員へ連絡してください。

2・3月分の旅費の支給について

2月分は3/28(金)

3月分は4/21(月)となっています。

異動する方は、旅費の口座を解約することのないようにお願いします。

共済組合「健康増進・宿泊施設利用券」まだ残っていませんか？

有効期限はH20. 3. 31までです。ぜひ、利用しましょう。